

(IC8) 技術開発賞選考委員会規則

平成17年8月24日	一部改正
平成18年4月21日	〃
平成19年9月7日	〃
平成20年9月5日	〃
平成21年9月11日	〃
平成22年9月17日	〃
平成23年9月16日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃
平成29年9月22日	〃
平成30年11月16日	〃
2019年9月12日	〃
2020年9月18日	〃
2022年9月9日	〃

(目的)

第1条 この規則は、土木学会表彰規程 第14条第1項(5)に規定する技術開発賞選考委員会（以下「選考委員会」という）の円滑な運営を行うことを目的とする。

(活動)

第2条 選考委員会は、表彰委員会の諮問に基づき、技術開発賞候補の選考を行い、表彰委員会に上申する。

(活動の原資)

第3条 この活動の原資は、土木振興基金規程に定める基金会計 土木振興基金（以下「基金」という）の果実をもって充てる。

(構成)

第4条 選考委員会は、委員長、副委員長を含めて委員14名以内、および幹事若干名で構成する。

2 役職者の業務は次のとおりとする。

(1) 委員長は選考委員会を代表し、選考委員会業務を総括する。

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。

(3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第5条 年度の最後の委員会において、委員の互選により、次期の委員長を決定する。

2 副委員長は、年度最初の選考委員会において、委員長の指名により選任する。

3 委員は、中立公平な立場で、選考にあたるもので、学識と経験に富む、視野の広い者でなければならない。

4 幹事は、委員長の指名により選任する。

5 委員長は、必要に応じて、幹事長を指定することができる。

6 委員の任期は原則として2年とする。委員長の指名により選任し、毎年その構成について検討するものとする。ただし、再任を妨げない。

(賞の内容)

第6条 技術開発賞は、計画、設計、施工、または維持管理等において、創意工夫に富むと認められる技術（情報技術、マネジメント技術を含む）を開発、実用化し、土木技術の発展を通じて、

社会に貢献したと認められる者に授与する。

(選考対象者)

第7条 選考対象者は、個人またはその複数（5名程度）とする。

(応募の方法)

第8条 選考委員会は、技術開発賞選考対象者の募集についての必要事項を、表彰委員会に提出する。

2 応募は推薦による。

3 推薦者は、正会員（個人、法人）、特別会員および土木事業に関連する学・協会とし、自薦も認める（推薦者は、すべて個人名とし、法人会員、特別会員、海外分会、土木事業に関連する学・協会および海外協力協定学協会についてはそれぞれを代表する者あるいは土木学会長の認める者とする）。

4 推薦者は、別に定める応募調書を1部提出する。応募調書の送付にあたっては、当該電子ファイル、技術概要書（A3判-横長）および当該業績と選考対象者の技術関与を説明するのに必要な資料（学会論文集・技術雑誌・テクリス・コリンズ・会議資料等）3編程度をPDFファイルに変換し、必ずウイルスチェックを行ったうえで、技術開発賞選考委員会ホームページから電子的に提出する。応募調書には、推薦理由、開発された技術の実績または応用例、その他必要な事項を明記しなければならない。なお、必要に応じ資料部数の追加を求めることがある。

(選考)

第9条 選考委員会は、推薦されたものにつき選考する。選考の方法は、委員会において定める。

2 授賞候補件数は、最終委員会において、その都度決定する。

3 委員が選考対象者となっている場合には、その委員は投票権をもたない。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、毎年1回、定時総会において行い、受賞者全員に賞状および代表者へ賞牌を授与して行う。

(運営)

第11条 選考委員会は委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書又は電磁的方法をもって委員の意見を徴収し、選考委員会の開催に代えることができる。

2 幹事は、選考委員会の運営事務を処理する。投票権は持たない。

(表彰委員会への上申等)

第12条 委員長は表彰委員会に、受賞候補の選考結果、選考理由を上申する。

2 規則の変更は、理事会の審議に先立って表彰委員会に諮る。

(事務局)

第13条 選考委員会の担当事務局は、総務課とする。

(規則の変更)

第14条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この変更内規は、平成17年8月24日から施行する。

附則（平成18年4月21日 理事会議決） この変更内規は、平成18年4月21日から施行する。

附則（平成19年9月7日 理事会議決） この変更内規は、平成19年9月7日から施行する。

附則（平成20年9月5日 理事会議決） この変更内規は、平成20年9月5日から施行する。

附則（平成21年9月11日 理事会議決） この変更内規は、平成21年9月11日から施行する。

附則（平成22年9月17日 理事会議決） この変更内規は、平成22年9月17日から施行する。

附則（平成23年9月16日 理事会議決） この変更内規は、平成23年9月16日から施行する。

附則（平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

附則（平成 24 年 5 月 11 日 理事会議決） この変更規則は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。

附則（平成 29 年 9 月 22 日 理事会議決） この変更規則は、平成 29 年 9 月 22 日から施行する。

附則（平成 30 年 11 月 16 日 理事会議決） この変更規則は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。

附則（2019 年 9 月 12 日 理事会議決） この変更規則は、2019 年 9 月 12 日から施行する。

附則（2020 年 9 月 18 日 理事会議決） この変更規則は、2020 年 9 月 18 日から施行する。

附則（2022 年 9 月 9 日 理事会議決） この変更規則は、2022 年 9 月 9 日から施行する。